

○貸付金の返還債務の免除に関する条例

昭和59年3月27日

島根県条例第12号

貸付金の返還債務の免除に関する条例をここに公布する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県が貸し付けた専修学校進学者特別支援資金その他の貸付金の返還に係る債務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭60条例24・平22条例6・一部改正)

(債務の免除)

第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、当該右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
医学生地域 医療奨学金	県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、次に掲げる者で、将来県内の医療機関のうち知事が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金  (1) 学校教育法による大学(自治医科大学を除く。以下この項において「大学」という。)の医学を履修する課程に在学する者	1 大学の課程(鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県卒として入学した者が在学するものを除く。)を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間(貸与期間が、1年未満の場合にあっては3年、1年以上2年未満の場合にあっては当該貸与期間に2年を加えた期間。次号及び第3号において同じ。)(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務(医師法(昭和23年法律第201号)による臨床研修(以下「臨床研修」という。)以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この項において同じ。)に従事することができなかつた期間(指定医療	債務の全部

<p>(2)に掲げる者を除く。)又は学校教育法による大学院(以下「大学院」という。)において医学に関する専門知識を修得しようとする者</p> <p>(2) 鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県枠として入学した者</p>	<p>機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間その他の指定医療機関の長の指示により指定医療機関又は指定医療機関のうち知事が定めるもの(以下「特定地域医療機関」という。)において医師の業務に従事することができない期間(以下この号において「指定医療機関以外従事等期間」という。)がある場合であって、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該指定医療機関以外従事等期間を含む。)を除く。次号及び第3号において同じ。)を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事(特定地域医療機関において貸与期間の3分の2に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。次号及び第3号において同じ。)したとき(貸与期間が1年未満の場合は、指定医療機関において1年6月以上医師の業務に従事(特定地域医療機関において8月以上医師の業務に従事した場合に限る。)したときに限る。次号及び第3号において同じ。))。</p> <p>2 大学院の課程(大学院入学前に臨床</p>
--	---

		<p>研修を修了した者が在学するものを除く。)を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。</p> <p>3 大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものに限る。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。</p> <p>4 大学の課程（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県枠として入学した者が在学するものに限る。）を修了した日の属する月の翌月の初日から12年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間を除く。）を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて6年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において3年以上医師の業務に従事した場合に限</p>	
--	--	--	--

		る。)したとき。	
		5 前各号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
		6 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部
しまね医学 生特別奨学 金	県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、島根大学医学部に在学する者のうち知事が定める年次に在籍する者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金	1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続いて6年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間（以下この項において「指定医療機関以外従事期間」という。）が通算して1年以上となる場合であって、指定医療機関以外従事期間が通算して1年以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該1年以上となる期間（以下この項において「1年以上の指定医療機関以外従事期間」という。）を含む。）を除く。）指	債務の全部

		<p>定医療機関において医師の業務に従事（指定医療機関以外従事期間のうち通算して1年未満までの期間に限り、指定医療機関において医師の業務に従事したものとみなす。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中又は前号の1年以上の指定医療機関以外従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
		<p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	債務の全部又は一部
緊急医師確保対策枠奨学金	県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、島根大学医学部に在学する者のうち緊急医師確保対策枠推薦入学の制度により入学した者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金	<p>1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から12年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この号において同じ。）に従事することができなかった期間を除く。）を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中に、業務</p>	債務の全部

		<p>上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
		<p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	債務の全部又は一部
<p>特定診療科 医師緊急養成奨学金</p>	<p>県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、学校教育法による大学（自治医科大学を除く。）の医学を履修する課程に在学する者で、将来指定医療機関の特定診療科（知事が別に定める診療科をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p>	<p>1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において臨床研修を開始し、かつ、引き続いて指定医療機関において臨床研修を受け、その修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することができなかった期間（指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下この項において「特定診療科以外従事期間」という。）が通算して6月以上となる場合であって、特定診療科以外従事期間が通</p>	債務の全部

		<p>算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めるときにおける当該6月以上となる期間（以下この項において「6月以上の特定診療科以外従事期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事（特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなす。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する臨床研修の期間中若しくは従事期間中又は前号の6月以上の特定診療科以外従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
		<p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

(規則への委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、貸付金の返還に係る債務の免除に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 [略]

附 則 (平成18年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行ったへき地医療奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項ただし書の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。ただし、同日までに医学生地域医療奨学金の貸付けの決定を受けた者（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修を受けている者及び修了した者を除く。）で、この条例による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の例によることを同日までに規則で定めるところにより申請し、知事が認めたものの医学生地域医療奨学金については、新条例の規定の例によることができる。

附 則（平成30年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の日前に貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第15号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った林業就業促進資金、医学生地域医療奨学金及び研修医研修支援資金については、なお従前の例による。